重大な消防法令違反の建物をホームページに公表します

～違反対象物の公表制度～
（令和２年４月１日から実施）

違反対象物の公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、
建物利用の判断が出来るよう、重大な消防法令違反のある
建物を松原市のホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店、百貨店、宿泊施設、病院、福祉施設といった不特定
多数の方が利用する建物が対象となります。

飲食店

物販店

福祉施設

公表の対象となる違反

消防法令により設置が義務付けられているにも関わらず、
以下の消防用設備等が設置されていない場合です。

屋内消火栓設備

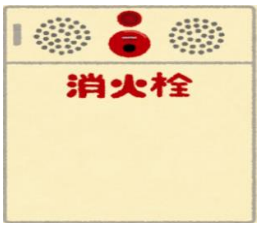

スプリンクラー設備

自動火災報知設備

松原市のホームページに公表します

松原市内の違反対象物(一覧)		
違反対象物名	所在地	違反内容
○○食堂	松原市阿保○丁目△番×号	自動火災報知設備未設置
△△商店	松原市上田○丁目△番×号	屋内消火栓設備未設置
××診療所	松原市田井城○丁目△番×号	自動火災報知設備及びスプリンクラー設備未設置

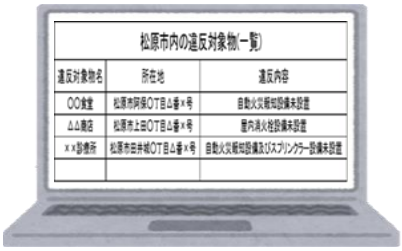

公表内容

① 違反対象物の名称(屋号)

② 違反対象物の所在地

③ 違反対象物の違反内容

公表までの流れ

立入検査等による重大違反の覚知 → 立入検査の結果の通知 → 公表する旨を通知 → 公表する旨を通知し、14日を経過しても、公表対象の違反が是正されていない場合 → 公表

建物関係者の方々へ

建物に次のような変更があると消防法令違反となり、公表の対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

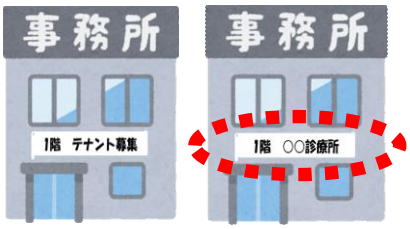

新規入居

ビルなどに飲食店、物品販売店、福祉施設等が入居する場合

増築・改築

増築や改築を行う場合

開口部の閉鎖

玄関口や窓に看板等を設置したり、チェーン等で閉鎖したりする場合

公表制度の始まりは

2020年4月1日から

【詳細についてのお問い合わせ先】
松原市消防本部　予防課（建築係）
ＴＥＬ：０７２－３３２－３３０４